虐待防止のための指針

1. 基本的な考え方

エイド・サポートグループホーム（以下「施設」という。）は、運営する共同生活援助事業所において、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守し、福祉の増進に努めることとする。

1. 体制
2. 目的

虐待発生の防止に努める観点から、「虐待防止委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

　　（２）委員会の構成

委員会は、次に掲げる者で構成する。

(a)　管理者（施設全体の管理責任者、委員長を務める）

(b)　サービス管理責任者（サービス提供に関する責任者）

(c)　世話人相談係（現場の支援員の指示、相談窓口）

(d)　世話人（日常的な支援を行う）

※管理者は、上記(c)、(d)の中から委員会の開催に出席する者を指名し、施設内の虐待防止のための具体的な原案を作成し、委員会に提案する。

（３）委員会の業務

委員会は、管理者の招集により、会議の定例開催（おおむね1年に1回）を行い、虐待に対する知識を深め、全職員に対する研修、指導内容を協議し、日常的な業務（支援方法）の検討を行う。

さらに必要に応じて臨時で委員会を開催し、次に掲げる事項について協議する。

(a)　施設内の虐待防止対策の立案

(b)　指針・マニュアル等の作成及び見直し

(c)　虐待防止に関する職員への研修の企画及び実施

(d)　日常的な支援方法のチェック

(e)　虐待が起きにくい（早期発見しやすい）環境整備

(f)　虐待発生時の対応と報告

(g)　虐待防止の対策実施状況の把握と評価

1. 虐待防止のための研修プログラム

施設の全職員に対し、虐待に対する基礎的な内容を研修資料として、普及・啓発するとともに、日常的な支援の具体例をあげながら、適切な支援方法を実践できる研修を実施する。

また、新規採用者に対する虐待防止のためのマニュアルを用いて、全ての職員が虐待防止のための対策を行えるようにする。

1. 虐待発生時の対応
2. 虐待発生時の状況の報告と記録

虐待が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、発見者が速やかに利用者と職員の状況の有無（発生した日時、経緯、細かな内容）について、事故トラブル報告書に記入するとともに、虐待防止に関する統括責任者である管理者に直接報告する。

1. 報告の事実確認

管理者は、虐待に関する報告を受けた場合、速やかに関係する全ての者に対し、事実確認の調査を行い、虐待の早期発見、把握に努めることとする。

この際に苦情や相談、報告を受けた者に対し、立場や権利が不当に侵害されないように細心の注意を払うとともに、客観的な視点から適切な事実確認を行う。

1. 該当者に対する措置

事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合は、当人に対し、対応の指導、改善を求め、就業規則に則り厳正な措置を講じる。

1. 再発防止策の検討

委員会を臨時で開催し、施設内で当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、全職員に対し周知を徹底する。

1. 行政機関への報告

管理者は、虐待が発生した場合や、それが疑われる状況だと判断した場合には、速やかに船橋市市役所、指導監査課、障害福祉サービス担当者へ事実を報告するとともに再発防止策を報告する。

1. 成年後見制度の利用支援

利用者または家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口の案内を行う。

1. 説明責任

全ての事実確認を行い、委員会にて協議した内容について、必要に応じ、関係者並びに関係機関、地域住民に対して説明し、報告する。

1. 利用者等に対する当該指針の閲覧

利用者は、いつでも本指針を閲覧することができるよう、当施設の各ホームに掲示を行い、いつでも閲覧が可能な状態とする。

また家族においても必要に応じて、いつでも開示を行うこととする。

1. その他

指針の見直しについては、本指針、委員会規定、マニュアル、研修資料は委員会において定期的に見直しをし、管理者（委員長）の承認を得て改正することとする。

（附則）

この指針は、令和４年４月１日から施行する。

この指針は、令和６年４月１日から施行する。